

国民健康保険の事業運営に係る計画について

保険事業室

1. 国民健康保険財政健全化計画の経緯

平成 19 年度において、累積赤字の解消に向け、国保における財政の健全化を推進するため、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 か年の計画を策定し、以後、第 2 期（平成 23 年度～平成 25 年度）及び第 3 期（平成 26 年度～平成 28 年度）の計画を策定し、財政の健全化に取り組んできた。

2. 第 3 期計画（現計画）の見通し

- ・単年度収支の改善及び累積赤字の解消（第 3 期は単年度収支の均衡）
⇒平成 25 年度に累積赤字を解消し、平成 26 年度及び平成 27 年度は単年度収支黒字を確保。
- ・保険料率の抑制
⇒平成 21 年度以降、28 年度まで 8 年連続で保険料率を引き下げ。

3. 今後の目標と計画

(1) 背景

- ・平成 30 年度から、大阪府が国保の財政運営の責任主体となる。府においては、国保運営方針の策定及び標準保険料率の算定に取り組んでおり、平成 29 年度にその内容が確定する。
- ・市特定健康診査等実施計画については、平成 29 年度に第 3 期（平成 30 年度～平成 34 年度）の計画を策定する。

(2) 今後の計画策定の方針

- ・国保財政健全化計画の目標は達成できている。また、平成 30 年度からは財政運営の責任主体が大阪府に移行する。なお、保険料率については、府に対して料率の抑制を求めていく。
- ・収納率や特定健診受診率をはじめとする個別の取組項目については、さらなる向上、充実を図らなければならない。

国保財政健全化計画は平成 28 年度で終了し、制度改革等の状況を見極める中で、市が取り組むべき内容を精査し、平成 30 年度から開始する新たな計画（名称も変更）を、平成 29 年度に策定する。